

# 篠山市子どものいじめの防止等に関する行動指針

篠 山 市

(平成30年1月改定)

## 篠山市子どものいじめの防止等に関する行動指針

<b>1</b>	<b>いじめの防止等に関する基本理念</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>いじめの防止等に関する行動指針制定の趣旨</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>3</b>	<b>いじめの定義</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>4</b>	<b>いじめの防止等に関するそれぞれの責務と役割</b> . . . . .	<b>1</b>
	(1) 市の責務	
	(2) 市立学校の責務	
	(3) 保護者の責務	
	(4) 市民及び事業者等の責務	
	(5) 子どもの役割	
<b>5</b>	<b>いじめの防止等のための学校基本方針の策定と組織の設置</b> . . . . .	<b>3</b>
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
	(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
	(3) 学校評価における留意事項	
	(4) 相談体制等の整備	
	(5) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上	
	(6) いじめ問題対策に関する連携会議の設置	
	(7) 篠山市子どものいじめ対策委員会の設置	
<b>6</b>	<b>いじめの未然防止</b> . . . . .	<b>6</b>
	(1) 学級集団づくりの充実	
	(2) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる教育の推進	
	(3) 研修機会の確保と啓発活動の推進	
	(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	
	(5) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等	
<b>7</b>	<b>いじめの早期発見</b> . . . . .	<b>10</b>
	(1) いじめの早期発見のための措置	
<b>8</b>	<b>いじめへの対応</b> . . . . .	<b>11</b>
	(1) いじめに対する措置	
	(2) 市による措置	
	(3) 関係機関等との連携等	
<b>9</b>	<b>重大事態への対処</b> . . . . .	<b>17</b>
	(1) 市教育委員会及び市立学校による対処	
	(2) 篠山市子どものいじめ対策委員会による再調査等	
	<b>附則・参考資料</b> . . . . .	<b>23</b>

## 1 いじめの防止等に関する基本理念

いじめは、子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、市、市立学校、保護者、市民及び事業者等は、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止等に取り組み、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重しあう社会の実現に努める。

## 2 いじめの防止等に関する行動指針制定の趣旨

市は、地方いじめ防止基本方針として、「篠山市子どものいじめの防止等に関する条例」を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

市は、「篠山市子どものいじめの防止等に関する条例」の基本理念にのっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるため、子どものいじめの防止等に関する行動指針を定める。

## 3 いじめの定義

子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた子どもの立場に立って、いじめ対応チーム会議により組織的に行う。

### いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

## 4 いじめの防止等に関するそれぞれの責務と役割

### (1) 市の責務

市は、国、都道府県、学校及び市民と連携し、子どものいじめの防止等を図るための必要な体制を整備するとともに、必要な施策を講じる。

市は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と緊密な連携を図る。

市は、いじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじ

めに係る相談制度等について必要な広報その他の啓発活動を行う。

## (2) 市立学校の責務

市立学校は、保護者、地域住民及び関係機関等との連携を図りつつ、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する資質の向上及び教職員同士の連携強化を図り、学校全体でいじめの防止等に取り組む。

市立学校は、子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、その内容を市に報告する。

市立学校は、子ども及び保護者が安心して相談することができるよう環境を整える。

市立学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成する。

市立学校は、子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、学年に応じた学級の環境づくりに取り組む。

市立学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるよう必要な取組を行う。

## (3) 保護者の責務

保護者は、子どもの教育の第一義的責任を有することを再認識し、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを十分に理解させるよう努める。

保護者は、互いを認め合い、自他の尊厳を大切にする子どもに育むよう努める。

保護者は、市及び市立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

## (4) 市民及び事業者等の責務

市民及び事業者等は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

市民及び事業者等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努める。

## (5) 子どもの役割

子どもは、互いを認め合い、支え合いながら、いじめのない明るい学校生活づくりに努める。

子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず家族、学校、友だち又は関係機関等に相談することができる。

子どもは、いじめを発見した場合（いじめの疑いを認めた場合を含む）及び友だちからいじめの相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる。

## 5 いじめの防止等のための学校基本方針の策定と組織の設置

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校は、いじめ防止基本方針及び篠山市子どものいじめの防止等に関する条例並びに篠山市子どものいじめの防止等に関する行動指針を参酌し、その実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

市立学校は、「学校いじめ防止基本方針」を学校のホームページで公開するとともに、入学時・各年度の開始時等の機会を通じて、直接、子どもや保護者等に説明し、いじめ防止への取組に向けた連携を図る。

市立学校は、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を点検し、必要に応じて、見直す。なお、見直しに際しては、子どもや保護者、地域住民等の意見を取り入れるよう努める。

#### ○学校いじめ防止基本方針の項目内容

・学校いじめ防止基本方針の項目内容は、概ね以下の通りとし、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針とする。

- ①いじめの防止等に関する基本理念
- ②学校におけるいじめの防止等の対策のための組織  
(教育相談体制、生徒指導体制を含む)
- ③いじめの未然防止の取組
- ④いじめの早期発見の取組
- ⑤いじめの早期対応の取組
- ⑥重大事態への対処
- ⑦いじめの防止等に関する年間計画  
(校内研修を含む) 等

### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

市立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織として、「いじめ対応チーム」を設置する。

#### ○「いじめ対応チーム」の構成例

- ・校長・教頭や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどから組織的対応の中核として機能するような体制をそ

それぞれの実情に応じて決定する。

- ・外部専門家や関係機関・団体等の助言も得ながら、機動的に運用する。

○「いじめ対応チーム」の具体的な役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核としての役割
- ・心の教育総合センターの「いじめ未然防止プログラム」の活用等、いじめの対応に関する校内研修等を企画し、教職員の対応能力の向上を図る役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急対応会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある子どもへの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめ防止の取組が計画通り進んでいるかの点検、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどいじめ防止の取組について検証を担う役割

### (3) 学校評価における留意事項

市教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、子どもやとりまく状況をふまえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。

市教育委員会は、教職員がいじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校運営の改善を支援する。

市立学校は、学校評価を通じて、いじめに係る取組状況等の把握に努め、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

### (4) 相談体制等の整備

市及び市立学校は、子ども、保護者その他いじめの防止等に関わる者が安心して通報及び相談できるよう相談体制を整備する。特に、市立学校は、子ども、保護者にとって身近な通報及び相談の窓口として、いじめ対応チームが認識されるよう努める。

○市及び市立学校の主な相談窓口（県及び国の相談窓口とも連携する）

- ・市家庭児童相談室
- ・市教育支援センター（教育・悩み相談）
- ・市人権推進課（人権相談）
- ・学校いじめ対応チーム 等

(5) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

市は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修を通じた教職員の資質能力の向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等に努める。

○確保する人材の例

- ・教員経験者
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー 等

○教職員の資質向上の例

- ・専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）を活用する研修の充実
- ・各種研修会等についての情報提供 等

(6) いじめ問題対策に関する連携会議の設置

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体等の連携を図るための会議として、「いじめ対応ネットワーク会議」を置く。

「いじめ対応ネットワーク会議」は、学校、市、警察その他関係者で構成する。

「いじめ対応ネットワーク会議」では、いじめの防止等に関する関係機関の情報共有を図り、いじめの防止等に努める。

(7) 篠山市子どものいじめ対策委員会の設置

市は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、市長の附属機関として「篠山市子どものいじめ対策委員会」を置く。

## 6 いじめの未然防止

### (1) 学級集団づくりの充実

市立学校は、学級が子どもたちにとって学校生活の大半の時間を過ごす基本的な集団であり、生徒指導や学習指導を進める基礎的な場であることを踏まえ、心の通い合う学級経営を基盤に、児童会・生徒会活動や学校行事などの集団活動を通して、望ましい人間関係の形成、自主的、実践的な態度、健全な生活態度の育成に努める。

#### ○学級集団づくりのために

- ・教職員への信頼

教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、信頼されるよう努める。

- ・教職員の協力協働体制

校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

- ・自尊心を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。認められたり、人の役にたったりした経験が、自己肯定感、自己有用感につながり、子どもたちは大きく変化することを踏まえた指導を行う。

- ・子どもたちの主体的な活動

児童会や生徒会活動等において、子どもたちがいじめの問題に主体的に取り組む際には、考え、議論すること等の取組の充実を図ることを通じて、いじめに正面から向き合うことができるように工夫する。

#### 例 異年齢間の交流活動

学習発表会・文化祭等でのいじめ問題に係る発表

児童会・生徒会等でのいじめを防止する活動



## (2) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる教育の推進

市立学校は、子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育や道徳教育、体験教育等の充実を図る。

市教育委員会は、学校における人権教育や道徳教育、体験教育等の充実を図るための情報の提供及び教員の研修機会の確保に努める。

市教育委員会は、いじめの実態把握の取組状況等、市立学校における取組状況を点検し、いじめ対応マニュアルの「教職員のいじめ対応チェックリスト」の活用等を通じ、いじめの防止等の取組の充実を促す。

### 〇いじめの防止のために重点を置いて取り組む内容

#### ①人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

#### ②道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さ、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生する「いじめ」に対し、考え、議論する道徳の授業を通して、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、命の大切さ、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れることで、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うよう留意する。

#### ③体験教育の充実

子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得する。福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」との関わりを積極的に取り入れ、発達段階に応じた体験教育を体系的に展開する。

#### ④コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていく。子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

### (3) 研修機会の確保と啓発活動の推進

市は、市民等に対し、いじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について必要な広報その他の啓発活動を行う。

市及び市立学校は、保護者や子どもにいじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努めることを通じて、保護者が保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行えるようにするとともに、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を行う。就学前の保護者に対しても、学習の機会を確保するように努める。

#### ○市民及び保護者（就学前の保護者を含む）等への啓発活動の例

- ・啓発資料の配布
- ・講演会等学習機会の提供
- ・PTA研修会での講演会
- ・住民学習の機会活用
- ・学校のホームページにおける「学校いじめ防止基本方針」の公開
- ・市広報、市ホームページへの情報掲載 等

市教育委員会及び市立学校は、市立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置として、研修機会の確保に努める。

#### ○研修機会の確保

- ・市教育委員会主催研修の実施
- ・国・県教育委員会主催研修の情報提供
- ・各種研修資料の配布 等

市教育委員会及び市立学校は、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する子どもが主体的に行うものに対する支援を実施する。

#### ○子どもが主体的に行う活動への支援の例

- ・児童会・生徒会で行ういじめの防止を訴え、解決を図るような活動への支援・助言 等

#### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

市及び市立学校は、子ども及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、子ども及びその保護者等に対し、必要な啓発活動を実施する。

なお、啓発活動等の推進にあたっては、インターネット上のいじめによる多大な被害の可能性や一つの行為が刑法上、民事上の責任に発展しかねないことについても理解を深めるよう努める。

##### ○子どもに対する啓発活動の例

- ・情報モラル教育の推進

情報手段を効果的に活用する能力を養うとともに、情報社会の特性を理解させ、ネットワーク上での誹謗中傷などのいじめの防止、個人情報の保護等の情報モラルについて指導する。

推進にあたっては、学校や家庭でのルールづくり・見直し等、保護者と十分な連携を図る。

(内容例 情報端末の活用、写真等の取扱い、SNSの活用 等)

- ・専門家を活用した学習会等の実施
- ・特別の教科道徳の教科書の活用、学習資料の配布と活用 等

##### ○保護者等に対する啓発活動の例

- ・情報モラル等についての啓発資料の配布
- ・学習機会の情報提供
- ・PTA研修会等での専門家を活用した講演会の実施  
(内容例 フィルタリング、インターネット利用に伴う犯罪被害 等)
- ・学級懇談会等での情報共有 等

#### (5) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等

市は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援及びいじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究を行うとともに、国や県の調査研究結果を活用する。

## 7 いじめの早期発見

### (1) いじめの早期発見のための措置

市立学校は、いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する子どもに対する定期的な調査その他の必要な措置を行う。

#### ○早期発見のための手立て

##### ①日々の観察（生活ノートの活用等も含む）

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。その際、いじめ早期発見のためのチェックリスト等の活用を図る。

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる傾向にある。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握するよう努める。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

生活ノートや連絡帳等の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応することが必要である。

##### ②教育相談（学校カウンセリング）の実施

日常の生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けるなどして、全ての子どもを対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

##### ③いじめ実態調査アンケートの実施

実態に応じて随時実施することを原則とするが、少なくとも学期に1回以上実施する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校の実情に応じて配慮する。

なお、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

また、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

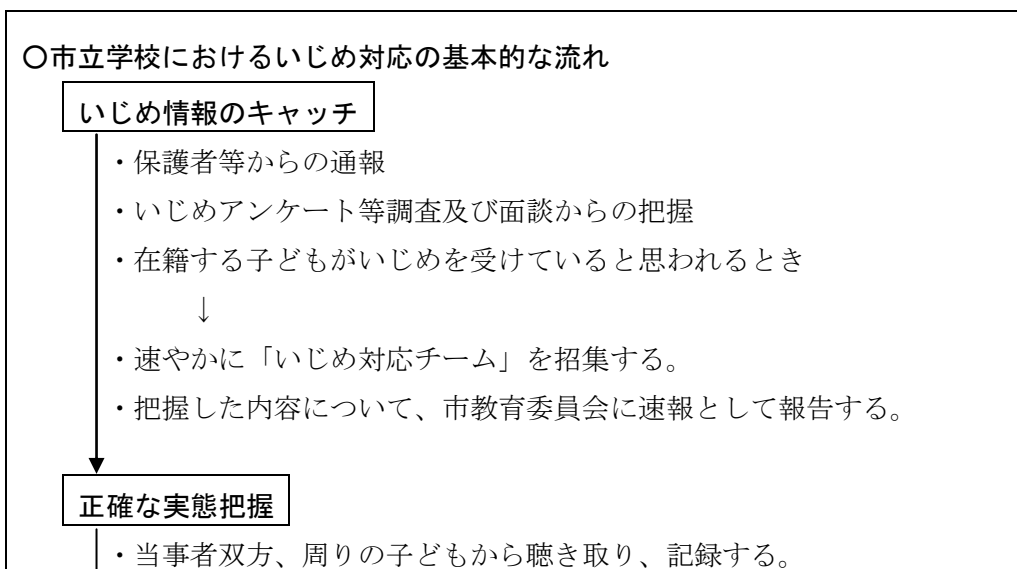
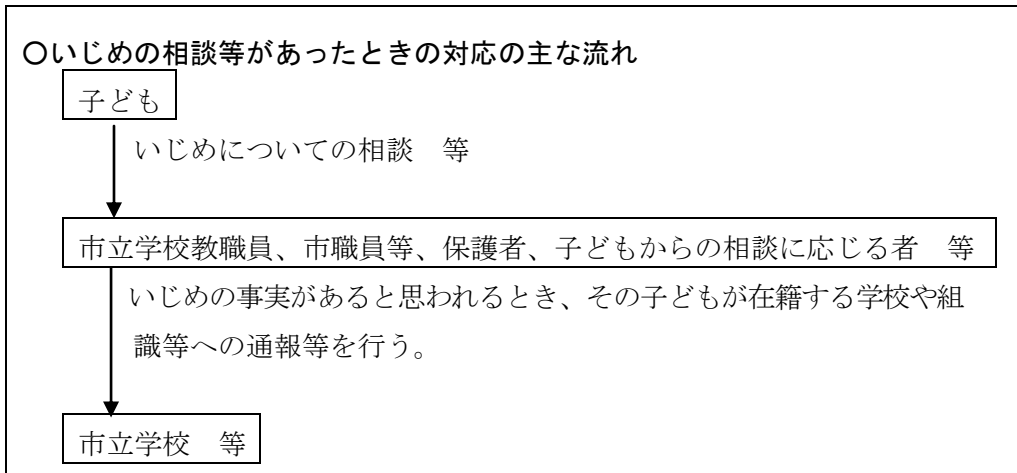
## 8 いじめへの対応

### (1) いじめに対する措置

市立学校は、いじめを発見、又はいじめの疑いを認めたときには、適切かつ迅速な対応を行うとともに、速やかに市教育委員会に知らせる。

市立学校は、直ちに、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、いじめたとされる子どもに対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うとともに、対応の結果を保護者及び市教育委員会に報告する。関係機関等との連携が必要な場合は、随時その措置をとる。このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対応の在り方について、理解を深めるよう研修に努める。

市教育委員会は、市立学校の状況を把握したうえで、その学校に対し必要な支援を行う。または、必要な措置を講ずることを指示し、事案について自ら必要な調査を行う。



- ・個々に聴き取りを行う。
  - ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
  - ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- ↓
- ・いじめられた子どもを徹底して守る。
  - ・見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

#### 指導体制・方針の決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

#### 子どもへの指導・支援

##### 【指導・支援にあたって】

- ・いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

##### 【具体的な対応】

- ・いじめを受けた子ども、又はその保護者に対する支援
- ・いじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言
- ・それぞれ、心理・福祉等の専門家の協力を得て、複数の教職員により継続的に実施

##### 【実施する措置・留意事項】

- ・安心して教育を受けられる措置

いじめを受けた子ども、その他の子どもが安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を実施する。

例：必要に応じ、いじめを行った子どもについて、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所において学習を行わせる等  
（市教育委員会と連携し実施する出席停止の措置も含む）

- ・いじめの事案に係る情報の共有

いじめを受けた子どもの保護者といじめを行った子どもの保護者とで情報を共有するための措置を実施する。

- ・警察署との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めると

きは警察署と連携してこれに対処する。

子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に、援助を求める。

**保護者との連携** (子どもへの指導・支援と並行して)

- ・直接会って、具体的な対策を話す。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

**再発防止・未然防止活動**

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

○いじめが起きた場合の対応の留意事項

①いじめられた子どもに対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

②いじめられた子どもの保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

③いじめた子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。

- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

#### ④いじめた子どもの保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

#### ⑤周りの子どもたちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

#### ⑥継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。



### ○いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市又はいじめ対応チーム会議により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ② いじめられた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### ○特に配慮を要する児童生徒への対応について

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## (2) 市による措置

市教育委員会は、市立学校からいじめに係る報告を受けたときは、必要に応じ、その市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

### ア 安心して教育を受けられるようにするための措置の実施

市教育委員会は、必要に応じて、いじめを受けた子どもその他の子どもが安心して教育を受けられるようにするための措置を速やかに講ずる。

なお、市教育委員会は、必要に応じて、いじめを行った子どもの保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該の子どもの出席停止を命ずることができる。

### イ 学校相互間の連携協力体制の整備

市教育委員会は、いじめを受けた子どもといじめを行った子どもが同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援及びいじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、小学校間、中学校間、また小中学校間等の学校相互間の連携協力ができるよう調整する。特に、中学校においては、校区内における各小学校の指導内容等について情報交換を行った上で、一貫した指導の体制づくりを行う。

## (3) 関係機関等との連携等

市立学校は、いじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援、いじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対

策を関係者の連携の下に適切に行う。

市は、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域の連携を図る。

#### ○連携する関係者等

- |            |             |
|------------|-------------|
| ・ P T A    | ・ 教育支援センター  |
| ・ 学校運営協議会  | ・ こども家庭センター |
| ・ 人権推進課    | ・ 法務局       |
| ・ 家庭児童相談員  | ・ 民生委員・児童委員 |
| ・ 主任児童委員 等 |             |

## 9 重大事態への対処

### (1) 市教育委員会及び市立学校による対処

市教育委員会又は市立学校は、いじめ防止対策推進法第28条に定める「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、市教育委員会又は市立学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

#### ○重大事態の意味

①いじめにより当該学校に在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例：子どもが自殺を企図した場合

身体に重大な障害を負った場合

金品等に重大な被害を被った場合

精神性の疾患を発症した場合 等

②いじめにより当該学校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間：30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

#### 【留意事項】

子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告及び調査等に当たる。

### ア 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、市立学校は、直ちに市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。市教育委員会は、その事案の調査を行う主体及びどのよう

な調査組織とするかについて判断する。

#### ○調査の主体

調査の主体は、市立学校又は市教育委員会とする。

従前の経緯や事案の特性、いじめられた子ども又は保護者の訴えなどを踏まえ、市立学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会を主体として調査を実施する。

#### ○調査を行うための組織

市立学校を調査の主体とする場合、「いじめ対応チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

市教育委員会を調査の主体とする場合、事務局及び教育支援センターを母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

##### 【重大事態の性質に応じ加える専門家の例】

加える専門家は、専門的知識及び経験を有する第三者とする。

- ・ 弁護士
- ・ 精神科医
- ・ 学識経験者
- ・ 心理や福祉の専門家 等

### イ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査組織は、客観的な事実関係を速やかに調査する。

市教育委員会又は市立学校は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

#### ○「事実関係を明確にする」ことの意味

重大事態に至る要因となつたいじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

##### 【明確にする事実関係】

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 誰から行われ
- ・ 児童等の人間関係
- ・ どのような態様であったか
- ・ どのように対応したか 等

##### 【留意事項等】

- ・ 因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の

目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

## ○いじめられた子どもからの聴き取り

### ①いじめられた子どもからの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた子どもから十分に聴き取る。
- ・在籍する子どもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた子どもや情報提供した子どもを守ることを最優先する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた子どもへの指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた子どもに対しては、事情や心情を聴き取り、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

※これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導・支援を行うとともに、関係機関と適切な連携を行い対応に当たる。

### ②いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合

- ・いじめられた子どもの保護者の要望・意見を十分に聴き取り、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、着手する。
- ・調査方法としては、在籍する子どもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

### 【自殺の場合の背景調査における留意事項】

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった子どもの尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・遺族の要望や意見を十分に聴き取り、出来る限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対して、出来る限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して、主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、出来る限り遺族と合意しておく。

- ・できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。
- ・市立学校が調査を行う場合、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった子どもの尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

## ウ 調査結果の提供及び報告

### (ア) いじめを受けた子ども及びその保護者に対する情報の適切な提供

市教育委員会又は市立学校は、当該調査に係るいじめを受けた子ども及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係に関する情報等（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、市立学校がどのように対応したか）を適切に提供する。情報提供にあたっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

#### 【情報を提供するにあたっての留意事項】

- ・市教育委員会又は市立学校は、他の子どものプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・質問紙調査の結果をいじめられた子ども又はその保護者に提供することがあることをあらかじめ、調査対象となる子どもやその保護者に説明する等の措置をとる。
- ・市立学校が調査を行う場合は、市教育委員会が、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

### (イ) 調査結果の報告

市教育委員会又は市立学校（市立学校は市教育委員会を通じて）は、調査結果について、速やかに市長へ報告する。

(ウ) その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、市教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた子ども又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

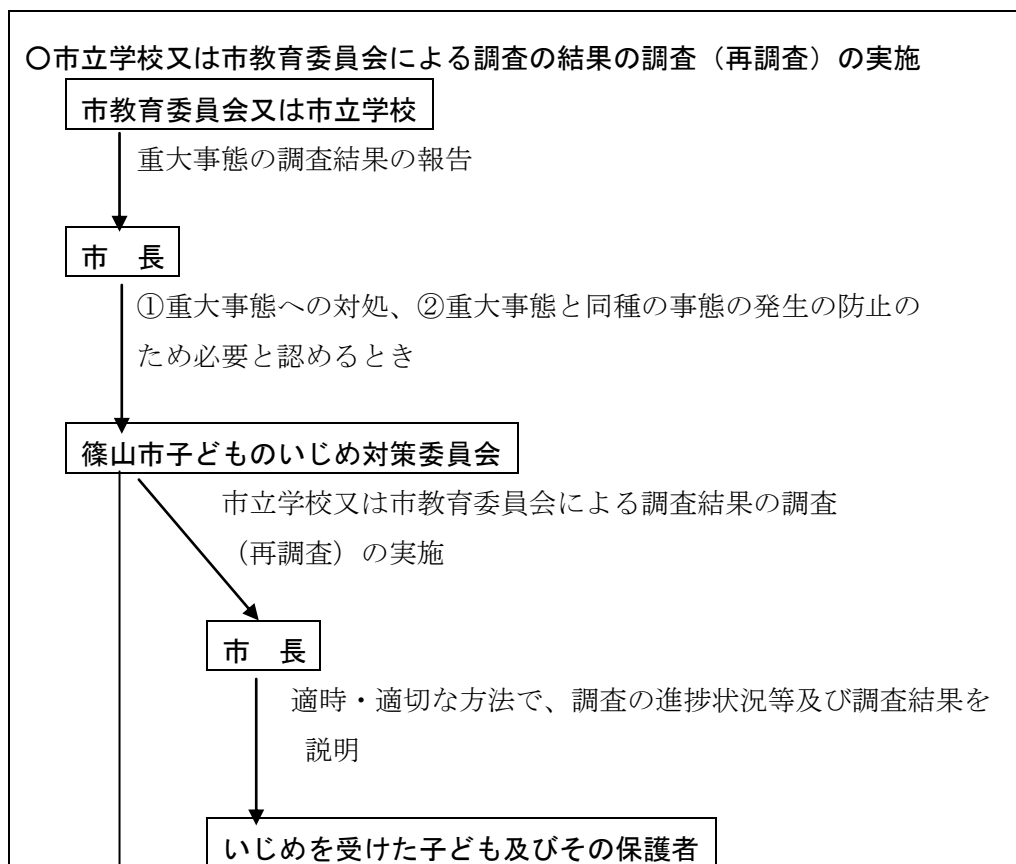
(2) 篠山市子どものいじめ対策委員会による再調査等

市長は、市教育委員会又は市立学校からの報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、篠山市子どものいじめ対策委員会（以下「対策委員会」という）により、市立学校又は市教育委員会による調査の結果について調査（以下「再調査」という）を行うことができる。

市長は、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、適時、適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

市長は、対策委員会による再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。

市長及び市教育委員会は、対策委員会による再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。



↓

**市長及び市教育委員会**

- ・市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- ・市長は、再調査の結果を議会に報告する。

**【市教育委員会又は市立学校の調査と並行して調査を実施する場合】**

従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた子ども又は保護者が望む場合は、市教育委員会又は市立学校が行う調査に並行して、対策委員会の調査を実施する。

この場合、調査対象となる子ども等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、市教育委員会又は市立学校と密接に連携し、適切な役割分担を行う。

**○役割分担の例**

- ・アンケートの収集などの初期的な調査・・・市教育委員会又は市立学校
- ・収集した資料に基づく分析及び追加調査・・・対策委員会 等



## 附 則

この行動指針は、篠山市子どものいじめの防止等に関する条例第10条の規定に基づき、策定するものであり、平成26年4月1日から実施することとする。

なお、市は行動指針に基づく取組状況等を勘案し、必要があると認めるときは適時見直すこととする。

## 参考資料

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布 9月28日施行）
- ・いじめの防止等のための基本的な方針 文部科学大臣（平成25年10月11日）  
（平成29年3月14日 改定）
- ・兵庫県地方いじめ防止基本方針 兵庫県教育委員会（平成26年4月1日施行）  
（平成29年3月 改定）
- ・平成26年度指導の重点 兵庫県教育委員会（平成26年4月）
- ・いじめ対応マニュアル 兵庫県教育委員会（平成25年3月）  
（平成29年8月 改定）
- ・篠山市子どものいじめの防止等に関する条例 篠山市（平成26年4月1日施行）

平成26年4月1日 策定

平成30年1月 改定